

## 出産育児一時金・家族出産育児一時金 支給額の変更について

今般、健康保険法施行令等の一部改正により令和5年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額が500,000円へ引き上げされることとなりました。

※在胎週数22週未満の出産や産科医療補償制度未加入分娩機関での出産の場合は488,000円となります。

### 【法定給付】

1児につき (生産、死産、流産)	女性被保険者の出産	【出産育児一時金】 500,000円
	被扶養者である家族の出産	【家族出産育児一時金】 500,000円

### 【当組合の付加給付】

出産育児一時金付加金	1児につき15,000円
家族出産育児一時金付加金	1児につき15,000円

※産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子さまと家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度であり、現在はほとんどの分娩機関が制度に加入しています。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>